破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３８号

愛知県北設楽郡設楽町神田字空８番地、従前の住所愛知県新城市長篠字芳ケ入25番地８芳ヶ入住宅304号

債務者　金田　　遼

1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩月　吉央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４５０号

さいたま市浦和区大東１丁目22番16―301号

債務者　塚田　　進

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号

埼玉県三郷市彦倉１－４－２　リバーサイドガーデン103号、住民票上の住所埼玉県草加市小山１丁目17番23号　ガーデンハウス弐番館202号

債務者　佐々木祐一

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４２６号

大阪市北区中崎１丁目10番12―303号

債務者　沖　　巌

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９号

静岡市駿河区中島542番地

債務者　興津　政明

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５号

愛知県岡崎市梅園町字２丁目９番地６　サンヒル梅園205、前住所愛知県岡崎市富永町字長悦30番地

債務者　鈴木　裕二

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　侑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９７号

札幌市東区本町２条７丁目５番26号　宗方マンション202号

債務者　上野　鉄男

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０７号

愛知県日進市香久山４丁目402番地４

債務者　山内　晶雄

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和泉　憲明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８号

さいたま市大宮区三橋１丁目679番地１

債務者　宮崎　建之

1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号

新潟県上越市東本町２丁目３番８号

債務者　金子　　隆

1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　淳哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２０号

新潟県上越市大町５丁目１番15号

債務者　野本　保子

1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２６号

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3264番地４

債務者　田代　博昭

1　決定年月日時　平成28年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２７号

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3264番地４

債務者　田代　貴子（旧姓吉留）

1　決定年月日時　平成28年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月22日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２９号

愛知県豊橋市飯村北３丁目16番地の17

債務者　松田　秀綱

1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５７号

北海道旭川市秋月１条１丁目９番１号　コーポ池森Ａ－３

債務者　谷越　賢治

1　決定年月日時　平成28年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月28日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号

三重県四日市市西日野町2726番地18

債務者　堀木　幸希

1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係